

犯罪被害者支援ハンドブック作成にあたって

茨城県では、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、犯罪に強い社会環境づくりを進めるとともに、犯罪の被害に遭われた本人やその家族の方々が再び平穏な生活が送れるよう、犯罪被害者相談窓口の開設など各種施策を推進しています。

犯罪被害者等のための施策は、誰もが、必要な時に必要な場所で適切に受けられるよう、途切れのない支援等を実施していくことが必要であり、その実現には、国、地方公共団体及び民間支援団体をはじめ、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体全体で取り組んでいく必要があります。

そこで、茨城県では、平成22年2月に国や地方公共団体、民間支援団体等の関係機関・団体と連携して犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や連携方法等についてまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック」を作成・発行したところですが、各機関・団体等の取組状況について最新の情報を掲載するため、平成30年2月改訂版を改めて作成しました。

実際に支援に携わっている関係機関・団体だけではなく、身の回りの方が被害に遭われた際など広くご活用いただければ幸いです。

今後とも、犯罪被害者等がどの機関・団体等を起点として、必要な情報提供及び支援等を途切れることなく受けられるためにこのハンドブックが活用され、関係機関・団体が一体となって犯罪被害者等への支援が行われるよう、関係者の方々のご理解・ご協力をお願いします。

平成30年3月

【作成等に関するお問い合わせ】

茨城県生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話番号：029-301-2842

犯罪被害者相談窓口：029-301-7830

FAX：029-301-2848

Email：seibun6@pref.ibaraki.lg.jp